紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年五月二十八日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

古賀常次郎　滝川一興　日比野尚
平井豊光　前田幸治

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

島村昭治郎

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年五月二十八日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

山本正道　横溝千鶴子　鈴木あじや
徳田八十吉　太田正樹　冨永重芳

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年五月二十八日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

雲海酒造株式会社
株式会社九州電力株式会社
株式会社エビス商事
株式会社ヤマダ電機
株式会社石黒製薬所
麒麟麦酒株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年五月二十八日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故花房章一遺族　花房正紀

褒章条例第六条により褒状を授ける

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年五月二十八日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故加藤武遺族　加藤宗一郎

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

皇室事項

信任状捧呈式

六月十日午後三時、宮中において、新任本邦駐在ミャンマー国特命全権大使キン・マウン・ティンの信任状捧呈式を行われた。

六月十日午後三時三十分、宮中において、新任本邦駐在トルコ国特命全権大使アブドゥルラフマン・ピルギチの信任状捧呈式を行われた。

御祝電

祝日につき、同月十一日英国女王陛下の御誕生日につき、同月十日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、六月十二日フィリピン国の独立記念日につき、同月十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、六月十二日ロシア国の国祭日につき、同月十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

一般船舶保障契約証明書の無効について

次の一般船舶保障契約証明書は、滅失したことにより船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の六において準用する第十七条第四項に基づく再交付を行ったので、当該一般船舶保障契約証明書が左記に記載の失効年月日以降無効となったことを同法施行規則第十三条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年六月十四日

近畿運輸局長　原　喜信

一般船舶保障契約証明書番号	船名	船舶番号又は信号符字	国籍	交付年月日	失効年月日
HK10—0186	XIANG LONG	XUBW2	カンボジア	平成二十二年九月三日	平成二十三年五月二十六日

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、愛媛労働局の関係事業主を代表する者笹原慎介の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成23年６月14日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、愛媛労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成23年６月23日

4　推薦書及び添付書類提出先　愛媛労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国家試験

平成23年度旅行業務取扱管理者試験の公示

旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の３第１項の規定による試験を次のとおり行う。

平成23年６月14日

観光庁長官　溝畑　宏

1　試験の種類　国内旅行業務取扱管理者試験

2　試験地　北海道、岩手県、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び沖縄県

3　試験日　平成23年９月11日（日）

4　試験科目　試験は、次に掲げる科目について、筆記方式により行う。

⑴　旅行業法及びこれに基づく命令

⑵　旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

⑶　国内旅行実務

ア　本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金

イ　本邦内の旅行を取り扱う旅行業務の取扱いに関する実務処理

5　受験手続き

⑴　受験願書受付期間及び受付時間　受験願書を郵送する場合は、平成23年６月14日（火）から７月11日（月）までの消印があることを要する。

なお、受験願書提出先へ直接提出する場合の受付期間は、平成23年７月５日（火）から７月11日（月）まで（７月９日（土）及び10日（日）は除く。）とし、受付時間は、10時から16時までとする（12時から13時の間を除く）。

⑵　受験願書提出先　社団法人　全国旅行業協会（東京都港区虎ノ門四丁目１番20号　田中山ビルディング　郵便番号　105—0001）

⑶　受験手数料

ア　試験を受けようとする者は、受験願書を提出する際に受験手数料5,800円を銀行又は郵便局から社団法人全国旅行業協会あてに納入し、平成23年７月11日までの領収日付印のある受領証を受験願書に添付するものとする。

イ　受験手数料は、受理した後は返還しない。